⓰　研修会講師紹介について

1. 目 的 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)の推進にあたり、組における「実践運動」に

関する研修会への講師紹介

２．期 間 ２０２３年４月１日～２０２４年３月３１日

３．対 象 組が主催する研修会等(教化団体含む)

 　　　　　過去実績 例）●●組 僧侶研修会／僧侶・寺族研修会／仏婦研修会／仏壮研修会

実践運動推進協議会 等

 　　　　　内容）障害者問題について／災害と人権／人権・差別問題を考える

 　　　　　　　　団体活性化と社会的課題／日常の寺院活動／念仏者の生き方

 　　　　　　　　私たちのちかいについて／各団体綱領実践について

浄土真宗と SDGｓとの関わりについて 等

※ 宗門重点プロジェクト実践目標（貧困の克服にむけて）に関する研修会は、全教区・組が

同一の実践目標を定めるため、連区・教区・ブロック単位のみ講師派遣制度適用可能

※「平和学習のための映画上映会」にかかる研修会は重点プロジェクト推進室の講師派遣

制度は適用不可とさせていただきます

４．対 応 (1)伝道本部各室部長及び総合研究所研究員等、宗務所員を講師として派遣

（宗務所員で対応可能な内容は、調整されますが、宗務の都合等で要請に応じられない

場合もあります講師の指名は不可です）

※ 1会計年度に 1 回までの利用とさせていただきます

(2)宗務所員以外の宗派内講師の紹介、調整

(3)宗派外講師の紹介、調整

５．経費負担 上記(1)の場合派遣にかかる交通費・宿泊費・日当は、宗派の負担とし、主催者からの

謝礼は辞退されます

上記(2)・(3)の場合招請にかかる経費は、主催者側がご負担ください

６．事務手続 ①山口教区教務所へ連絡、申請手続き後宗派重点プロジェクト推進室で調整され、結果を

教務所から組(主催者)へ連絡いたします

②詳細は、主催者から講師へ連絡してください

７．申請期限 　原則として、開催日の１ヵ月前までに申請を行うものとする

８．申請様式 　別紙様式　本願寺山口別院ホームページまたは山口教区教務所までお取り寄せください

９．備 考 　　派遣希望日は ２案 以上設定ください

 以 上